

企業の信頼を守る 契約書管理・改ざん防止 セキュリティガイドライン

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年2月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

企業の信頼を守る 契約書管理・改ざん防止 セキュリティガイドライン

契約書の「偽造」と「変造」の違い

契約書における不正行為は、主に「偽造」と「変造」の2つに分類されます。どちらも企業の社会的信用を失墜させる重大なコンプライアンス違反です。

・偽造（有形偽造）

作成権限のない者が、他人の名義を勝手に使用して契約書を作成する行為。
（例：権限のない従業員が、代表印を無断で持ち出して契約書を作成する）

・変造

権限のない者が、真正に成立した契約書の内容（金額、日付、条件など）を事後的に書き換える行為。

企業の信頼を守る 契約書管理・改ざん防止 セキュリティガイドライン

違反時に問われる法的責任

契約書の不正作成・変更は、刑事と民事の両面で重い責任を負います。

責任の種類	内容	罰則・影響
刑事責任	私文書偽造罪・変造罪 (刑法第159条)	3ヶ月以上5年以下の拘禁刑 ※印鑑がない署名のみの文書でも1年以下の拘禁刑等の対象
刑事責任	偽造私文書行使罪 (刑法第161条)	偽造・変造した契約書を相手に提示・提出した場合も同様の罪に問われる
民事責任	契約の無効・損害賠償	契約は原則として無効となるほか、不法行為（民法第709条）として損害賠償請求を受けるリスクがある

企業の信頼を守る 契約書管理・改ざん防止 セキュリティガイドライン

実効性のある改ざん防止策と電子契約

契約書の真正性を担保するためには、物理的・技術的なセキュリティ対策が不可欠です。

・書面契約（紙）の場合の対策

契印（割印）の徹底：複数ページの契約書には必ず契印を押し、ページの抜き差し（変造）を防ぐ。

物理的なアクセス制限：契約書や印章は鍵付きのキャビネットで保管し、持出記録簿で管理する。

捨印の禁止：訂正用にあらかじめ押す「捨印」は、無断書き換えのリスクが高いため原則禁止とする。

・電子契約の場合の対策（推奨）

電子契約サービスを導入することで、紙よりも強固な証拠力を確保できます。

電子署名：「誰が・何を」作成したかを暗号技術で証明し、本人性を担保する。

タイムスタンプ：「いつ」その文書が存在し、それ以降改ざんされていないことを証明する。

ログ管理：いつ、誰がアクセス・署名したかの履歴がシステム上にすべて記録されるため、内部不正の抑止力となる。